

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年7月30日まで縦覧に供する。

平成26年6月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人瀬戸内遊漁船釣り団体協議会

福本 優

善通寺市金蔵寺町1298番地1

3 定款に記載された目的

この法人は海洋資源の保全と培養、職業漁師と釣り人とのトラブル解消、瀬戸内海的环境浄化及び青少年の健全育成への協力等を行い、公共の福祉の増進及び釣り等の海上レジャーを大衆化する事に寄与する事を目的とします。